

■議案第56号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社 四万十ドラマ」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町総合交流拠点施設

施設の所在地 四万十町十和川口62番地9

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 株式会社 四万十ドラマ

団体の所在地 四万十町十川川口62番地9

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町総合交流拠点は、都市住民との交流、農林業の振興及び情報発信等による地域活性化を図ることを目的として設置した施設です。

この施設は、平成24年4月1日より平成27年3月31日まで、「株式会社 四万十ドラマ」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

指定管理期間中は、施設の効用を最大限発揮し、全国各地に向けたPR活動や視察者の受け入れ、近隣道の駅との連携事業におけるリーダーシップ、地元産品を利用した加工商品の開発等を通じ、安定的な収益の確保及び管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定するものです。